

気候変動適応法に関する市町村支援について（埼玉県）

令和元年 7月26日
埼玉県環境部温暖化対策課

1 はじめに

市町村温暖化対策担当職員を対象に、平成31年2月12日「気候変動適応に関する市町村担当者会議」を開催。県内63市町村のうち51市町（56名）が出席。

2 開催目的

平成30年12月1日に気候変動適応法が施行されたことに伴い、法の理解を深め、地域に応じた適応策を推進する。また、適応策に関する具体例などの情報提供を行うことで、適応策自体への認識を深める。

3 内容

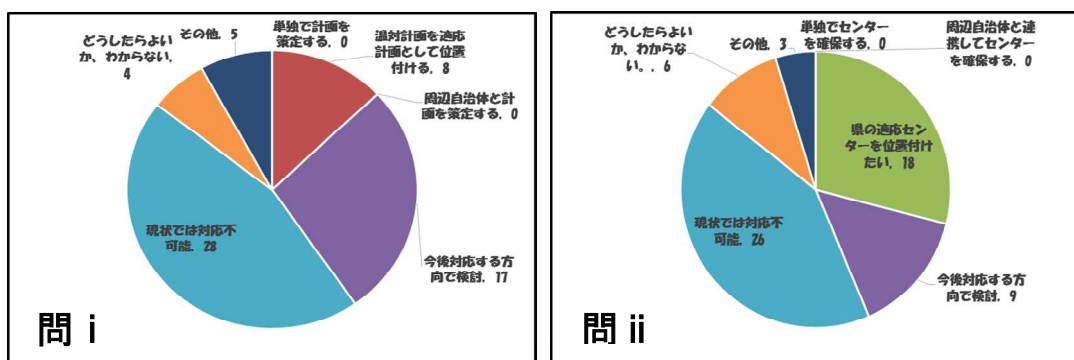
- (1) 埼玉県の気候変動影響と適応策への取組（埼玉県環境科学国際センター）
- (2) 気候変動適応法の概要（関東地方環境事務所）
- (3) 気候変動適応法の施行に伴う地方公共団体の取組について（温暖化対策課）
- (4) 国の平成31年度の施策（予算）について（関東地方環境事務所）

4 アンケート結果

会議に先立ち、全市町村に対し以下の内容のアンケートを実施。その結果を会議で共有した。

問 i . 「地域気候変動適応計画」の策定についての対応

問 ii . 「地域気候変動適応センター」としての体制確保についての対応



5 今後の市町村支援について

市町村に対して会議等を通じて、適応策に関する情報提供を適宜行っていく。適応計画策定や適応センターの体制確保については、埼玉県気候変動適応センターと連携し、市町村のニーズに応じてデータ提供等の支援を行う。